

※この法令は廃止されています。

#### 平成二十五年政令第五号

平成二十五年政令第五号は、平成二十五年四月一日から施行する。この政令は、高年齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二号及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

第一条 平成二十五年政令第五号は、平成二十五年四月一日から施行する。この政令は、高年齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二号の政令で定める率は、百分の百四十三とする。

（前期高齢者加入率の下限割合）

第二条 平成二十五年政令第五号は、平成二十五年四月一日から施行する。この政令は、高年齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第四項の政令で定める割合は、百分の一とする。

（負担調整基準率）

第三条 平成二十五年政令第五号は、平成二十五年四月一日から施行する。この政令は、高年齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十八条第四項の政令で定める率は、百分の四十八とする。

#### 附 則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年五月三十一日政令第一六四号）

この政令は、公布の日から施行する。